

碧南市公契約条例

(目的)

第1条 この条例は、公契約に係る基本方針を定め、市及び事業者の責務を明らかにするとともに、公契約に係る業務の質の向上を図り、もって地域経済の健全な発展及び市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 市が締結する工事、製造その他の請負契約、業務委託契約及び碧南市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年碧南市条例第3号)第6条の規定により締結する協定をいう。
- (2) 市長等 市長、教育委員会及び水道事業管理者をいう。
- (3) 受注者 市と公契約を締結する者をいう。
- (4) 下請負者 下請、再委託その他いかなる名称であるかを問わず、受注者その他の市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者をいう。
- (5) 事業者 次に掲げる者をいう。

ア 受注者

イ 下請負者

- (6) 労働者 事業者には雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事業所に使用される者を除く。)をいう。

(基本方針)

第3条 市は、公契約に係る取組の実施に当たっては、次に掲げる事項を基本方針とする。

- (1) 公契約の過程において、透明性及び競争の公正性を確保するとともに、不正行為の排除を徹底し、その適正化を図ること。
- (2) 適正な積算による予定価格を設定するとともに、公契約の品質及び適正な履行を確保すること。
- (3) 労働者の適正な労働環境の確保を図るとともに、地域経済の健全な発展の推進を目指すこと。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、公契約に係る必要な取組を実施するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、公契約に携わる者としての社会的な責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、誠実に当該公契約を履行するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する公契約に係る取組に従い公共事業の質を確保するとともに、労働者に適正な賃金を支払い、労働者の適正な労働環境を確保するよう努めなければならない。

ない。

- 3 事業者は、公契約に係る業務を下請させ、又は再委託する場合は、相手方にこの条例の趣旨を説明し、理解を得るとともに、法令等を遵守させ、誠実に業務を実施するよう努めなければならない。

(労働環境報告書)

第6条 予定価格1,000万円以上の公契約のうち規則で定める契約(以下「特定公契約」という。)を締結した受注者(以下「対象受注者」という。)は、賃金、労働時間、社会保険の加入状況その他の労働条件が適正であることを確認するための書類(以下「労働環境報告書」という。)を市長等に提出するものとする。

- 2 特定公契約に係る下請負者(以下「対象下請負者」という。)は、対象受注者に労働環境報告書を提出するものとする。

- 3 対象受注者は、対象下請負者から前項の規定による労働環境報告書の提出があったときは、当該労働環境報告書を市長等に提出するものとする。

(労働者への周知)

第7条 対象受注者は、次に掲げる事項について、特定公契約に係る業務が行われる場所に掲示し、又は書面で交付することにより、特定公契約に従事する労働者(以下「対象労働者」という。)に周知しなければならない。

(1) 対象労働者の範囲

(2) 愛知県の地域別最低賃金

(3) 次条の規定による申出をする場合の申出先

(4) 次条の規定による申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないとされていること。

(労働者の申出)

第8条 対象労働者は、賃金が支払われるべき日において、支払われるべき賃金が支払われていない場合又は支払われた当該賃金の額が愛知県の地域別最低賃金を下回る場合は、市長等、対象受注者又は対象下請負者にその事実を申し出ることができる。

(不利益取扱いの禁止)

第9条 対象受注者及び対象下請負者(以下「対象事業者」という。)は、対象労働者から前条の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該対象労働者が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

(立入調査等)

第10条 市長等は、対象労働者から第8条の規定による申出を受け、その申出の事実を確認するため必要があると認める場合又は労働環境報告書に記載されている事項を確認するため必要があると認める場合は、対象事業者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に対象事業者の事業所若しくは作業場に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

- 2 前項の規定による立入調査をする場合において、市長等は、必要があると認めるときは、

対象労働者その他の関係者に協力を求めることができる。

- 3 第1項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、対象事業者又は対象労働者その他の関係者から請求があった場合は、これを提示しなければならない。

(是正措置等)

第11条 市長等は、前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、対象事業者がこの条例の規定に違反していると認める場合は、対象受注者に対し是正措置を講ずるよう指導することができる。

- 2 前項の規定による是正の指導を受けた対象受注者は、速やかに是正措置を講じ、講じた措置及びその結果を市長等に報告しなければならない。

- 3 市長等は、対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を公表するものとし、市長は、入札参加停止の措置を講ずることができる。

(1) 第6条の規定による労働環境報告書の提出をせず、又は虚偽の内容を記載したとき。

(2) 前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(3) 第1項の規定による是正の指導に従わないとき。

(4) 前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、市長等が定める。

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行し、同日以後に告示又は公告する公契約から適用する。